様式第4号(第6条関係)

身体障害者診断書・意見書(脳原性運動機能障害用)

総括表

氏 名	大正· 平成·		年	月		日生(歳)	男・女
住 所							•	
① 障害名								
(部位を明記)								
② 原因となった						労災、その他	の事	汝
疾病・外傷名			自然災害、戦傷、戦災、その他()					
③ 疾病·外傷発生年月日	年	月	日・場所	听				
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真	及び検査	所見を含む)						
	障害固	定又は障害確	定(推定)			年	月	目
⑤ 総合所見						[将来再認定])	
						□ 軽快・改定を要する (再認定の時 令和		よる再認 月
						□ 再認定に	は不要	
⑥ その他参考となる合併症状								
上記のとおり診断する。併せて以下の意	見を付す	•					市町	丁村使用欄
令和 年 月 日								条指定医 の確認
病院又は診療所の名利	5							▽ フル田 中心
所 在 地	1							
15条指定医 診療担 当科名	科	医師氏名				印		
77778		電話 ()	_				
身体障害者福祉法第15条第3項の意見	.〔障害程	慢等級につい	ても参考意	気見を記	2入]			
障害程度は、身体障害者福祉法別表に			7,2			E等級表による	。 根拠	
□ 該当する (級相当)		障害部	3位	等級	項	目	指数
□ 該当しない								
担当者記入欄								
※ 記入しない でください			合 🏻					
注意 1 「①障害名」欄には、例えば	ば両上肢材	幾能障害、移動	助機能障害 (10)	等を記	入し、	「②原因となっ	た疾	病・外傷

- 名」欄には、乳幼児期以前に発現した非進行性脳病変(脳性麻痺、脳炎、脳外傷、無酸素脳症)等原因となった疾病名等を記入してください。 2 障害の区分や等級決定のため、宮崎県身体障害者相談センター(160985-29-2556)から内容についてお問い合わせする場合があります。

脳原性運動機能障害用

	(該当するものを○で囲むこと。)
上肢機能障害	
ア 両上肢機能障害	
〈ひも結びテスト結果〉	
1度目の1分間 本	
2度目の1分間 本	
3度目の1分間 本	
4度目の1分間 本	
5度目の1分間 本	
計 本	
〈5動作の能力テスト結果〉	
a 封筒をはさみで切るときに固定する	(・可能・不可能)
b 財布からコインを出す	(・可能・不可能)
c 傘をさす	(・可能・不可能)
d 健側の爪を切る	(・可能・不可能)
e 健側のそで口のボタンをとめる	(・可能・不可能)
移動機能障害	
〈下肢・体幹機能評価結果〉	
a つたい歩きをする	(・可能・不可能)
b 支持なしで立位を保持し、その後10m歩行する	(・可能・不可能)
c 椅子から立ち上り10 m歩行し、再び椅子に座る	(・可能・不可能)
	秒
d 50cm幅の範囲内を直線歩行する	(・可能・不可能)
e 足を開き、しゃがみこんで再び立ち上る	(・可能・不可能)

(備考)上肢機能テストの具体的方法

ア ひもむすびテスト

事務用とじひも (概ね43cm規格のもの) を使用する。

- ① とじひもを机の上、被験者前方に図のように置き並べる。
- ② 被験者は手前のひもから順にひもの両端をつ

まんで、軽くひと結びする。

- (注) 上肢を体や机に押し付けて固定してはいけない。
 - 手を机上に浮かして結ぶこと。
- ③ 結び目の位置は問わない。
- ④ ひもが落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻す。
- ⑤ ひもは検査担当者が随時補充する。
- ⑥ 連続して5分間行っても、休み時間を置いて5回行ってもよい。
- イ 5動作の能力テスト
 - a 封筒をはさみで切るときに固定する

患手で封筒をテーブルの上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持って封筒の上に乗せてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。

b 財布からコインを出す

財布を患手で持ち、空中に支え(テーブル面上ではなく)、健手でコインを出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。

c 傘をさす

開いている傘を空中で支え、10秒間以上まっすぐ支えている。立位ではなく座位のままでよい。肩にか ついではいけない。

d 健側の爪を切る

大きめの爪切り(約10cm)で特別の細工のないものを患手で持って行う。

e 健側のそで口のボタンをとめる

のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンをとめる。女性の被験者 の場合も男性用ワイシャツを用いる。

